

**大阪市議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日

大阪市会議長 木 下 誠 様

提 出 者

改 発 康 秀	大 内 啓 治	大 橋 一 隆
杉 村 幸太郎	角 谷 庄 一	金 子 恵 美
高 見 亮	片 山 一 歩	岡 崎 太
伊 藤 良 夏	宮 脇 希	辻 淳 子
美 延 映 夫	東 貴 之	広 田 和 美
井 戸 正 利	田 辺 信 広	出 雲 輝 英
丹 野 壮 治	ホンダ リ エ	市 位 謙 太
守 島 正	飯 田 哲 史	今 井 アツシ
藤 田 あきら	竹 下 隆	上 田 智 隆
不 破 忠 幸	奥 野 康 俊	徳 田 勝
佐々木 り え	藤 岡 寛 和	杉 山 幹 人
岡 田 妥 知		

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 882,000 円

副 議 長 月額 784,000 円

議 員 月額 714,000 円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

説 明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

(報 酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 1,080,000 円

882,000 円

副 議 長 月額 960,000 円

784,000 円

議 員 月額 880,000 円

714,000 円